

第3回 ソフトウェアライセンス監査の実態

1. 組織に対するソフトウェア ライセンスの監査

昨今、組織のソフトウェアライセンスの使用に関し、ソフトウェアメーカー等による、ソフトウェアライセンス監査の実施が増えてきている。

ソフトウェアライセンス監査では、ソフトウェアライセンス契約に従って、ソフトウェアが適切に使用されているかどうかの遵守状況を確認するのが一般的である。

IBSMA の調査によると、北米におけるソフトウェアライセンスのコンプライアンスのための監査の実行者は、組織の社内監査（約 35%）が最も多く、次いでソフトウェアメーカー（約 25%）、そして会計監査法人（約 20%）となっている。北米におけるコンプライアンス意識の高さにより、ソフトウェアライセンスの監査が、広く一般化していることがうかがえる。

IBSMA によれば、権利者団体による監査というのは、例えば BSA でも全体の 5%に及ばず、権利者団体の活動はごく少数にとどまっており、組織自身による監査が最も多いところに、自衛の意識が高いことがうかがえるが、それは、組織自身による監査の次に多い、ソフトウェアメーカーによる監査の増加によるところも大きいものと思われる。

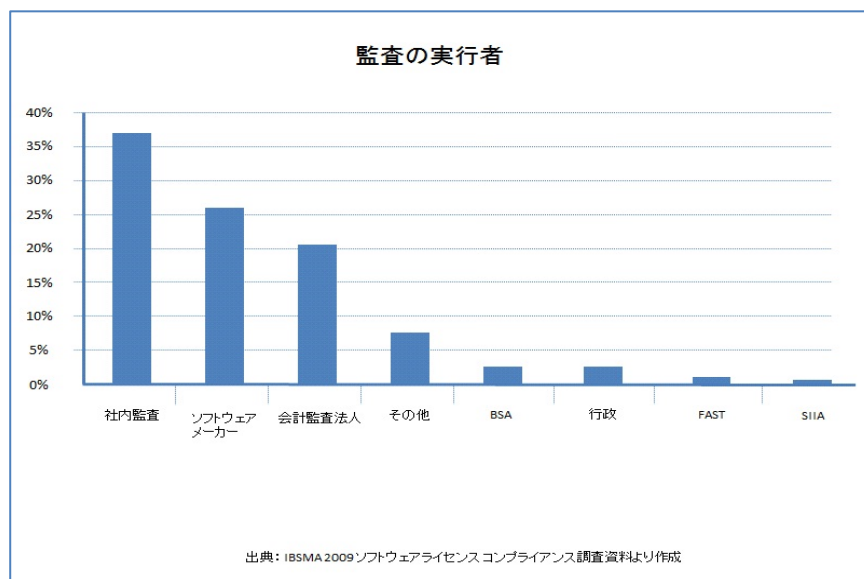


図 3-1 監査の実行者

Gartner によると、「ほぼ 40%の中堅・大手企業が 2010 年に、ソフトウェアライセンスのコンプライアンスのための外部監査を受けると言われており、IBSMA の独自調査でも 53%の回答者が過去 3 年間にソフトウェアメーカーか、第三者により監査を受けた」と報告している。また、「50%以上のソフトウェアライセンス管理者が、2009 年だけでも、1 回から 5 回の監査を受けた」と報告している。

IBSMA の関係者によると、「1990 年代から、経済が停滞するとソフトウェアメーカーの監査が増加するという傾向が見て取れる」としながらも、「ここ数年で、中堅・大手企業に対する、大手ソフトウェア

メーカーの監査が増加したという報告はないが、今までは監査をしていないようなソフトウェアメーカーが、中堅・大手企業など組織に対して監査を実施するようになった」と述べた。

また、IBSMA 以外のリサーチでも、「多くのソフトウェアメーカーが積極的な活動を行っている」との報告があり、ソフトウェアメーカーの監査活動が拡大傾向であることがわかる。大手のソフトウェアメーカーが、中堅・大手の企業を対象としていた監査活動は、中小企業にまで、その対象を広げており、大手以外のソフトウェアメーカーは、中堅・大手の企業を対象に監査活動を実施している、というイギリスの Web メディアの報告もある。大手ソフトウェアメーカーが中小企業にまで対象を広げている事実として、北米の報道で 100PC 規模の企業に対して、企業が和解の努力を怠ったために、約\$70,000 の損害賠償請求を行った事例などの報告もある。

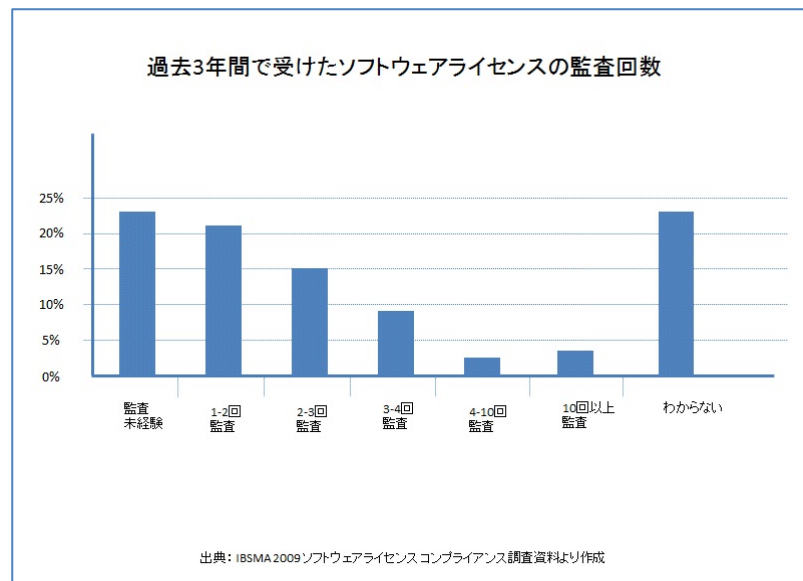


図 3-2 過去 3 年間で受けたソフトウェアライセンスの監査回数

IBSMA の調査結果から、北米における組織でソフトウェア ライセンスの管理対象とされているソフトウェアメーカーの製品は、Microsoft、Adobe、IBM、Oracle、Symantec などが上位を占めている。ソフトウェアメーカーの監査が一般的になっていることから考えると、メーカー監査と組織が対象とするソフトウェアメーカーの製品には、因果関係があると容易に推察できる。

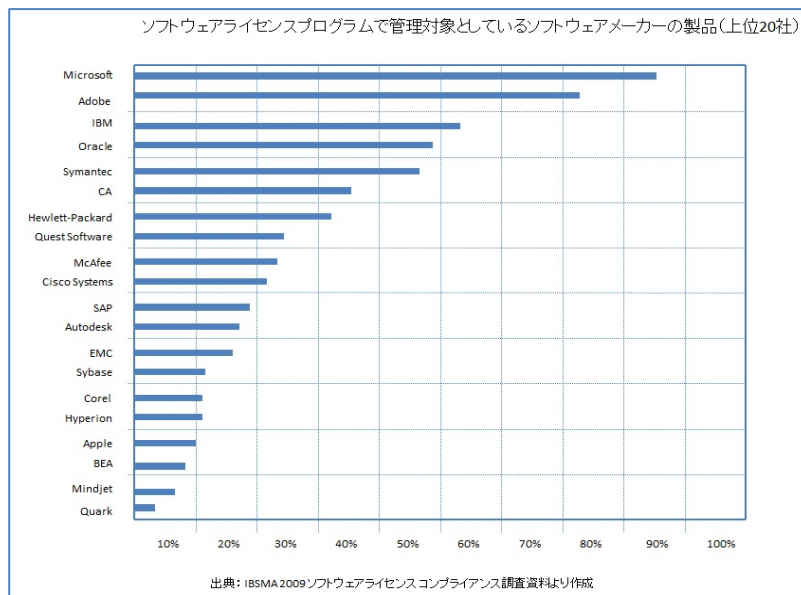


図 3-3 ソフトウェアライセンスプログラムで管理対象としているソフトウェアメーカーの製品 (上位 20 社)

ソフトウェアライセンスの監査といえば、PC にインストールされたソフトウェアライセンスの管理が PC の台数が増加すると困難になることから、PC を対象に監査が行われるという印象が強かった。しかし、仮想化が進むサーバー環境において、ライセンス体系が変化し、サーバー仮想化環境に則したライセンス体系がソフトウェアメーカーから提供されると、サーバー上のソフトウェアのライセンス管理も今までのように 1 システムに固定されたソフトウェア環境ではなくなり、購入済みのライセンスと使用状況のずれが生じるようになったことから、サーバーソフトウェア製品のメーカーの監査が増加している。

また、Flexera Software Inc. のスポンサーシップにより 2010 年に行われた IDC の調査報告 (2010 KeyTrends in Software Pricing & Licensing Survey) によれば、「2010 年に行われたメーカーのコンプライアンスチームによる法的違反取締のためのメーカー監査は、13%にとどまった。シリアル番号チェック (39%)、プロダクトアクティベーション (36%)、ドングル (24%) と比べれば、比較的低い水準であったが、メーカー監査は増加している傾向だ。メーカーは来る 2 年間で 18%までメーカー監査を増加させる動きだ」としている。

2. ライセンス監査の実態

海外では、権利者や権利者団体による違法コピーの摘発だけでなく、メーカーによる SAM 監査が増える傾向にある。一方わが国では、関連団体、ソフトウェアメーカー、ユーザーそれぞれの立場により、認識の相違が見られるのが実情である。

わが国では、ACCS、BSA が内部通報制度を設けてライセンス違反や違法コピーの実態告発の窓口となっていることもあり、この二つの団体が主体的にライセンス監査を行っていると思われがちであるが、両者は「権利者はソフトウェアメーカーである」という立場に立ち、権利行使の支援を行うものである。

一方、ソフトウェアメーカー大手へのヒアリングによれば、何らかの形で使用許諾契約書の中に「ライセンス監査権」についての条項は入れる方向にある。しかしその権利を行使するかどうかはメーカーにより、ライセンスが正しく利用されているかどうかを確認する目的で実施するケースもあれば、積極的には実施しないケースもある。

各メーカーとも、ユーザーに対する SAM の啓蒙と情報提供は積極的に行っており、SAM 実施のためのツールや、SAM パートナーによる支援、自主チェックプログラムなどを提供している。また、「ライセンス点検のお願い」等の名目でユーザーに対して自主確認を依頼している。ライセンス違反の可能性がある場合にも、まずは「ライセンス確認のお願い」という形で、自主的な調査の依頼を行うとしているが、ユーザーが「ライセンス確認の依頼」をソフトウェアメーカーによる監査と誤解することも多い。ユーザーアンケートでは「ソフトウェアメーカーによる監査を受けたことがあるか」訪ねたところ、20.2%が「ある」と回答した。

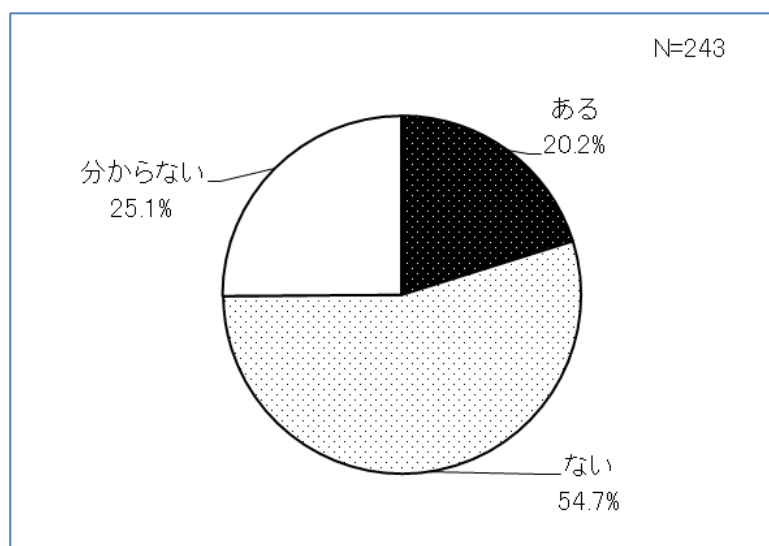


図 3-4 監査を受けたことがあるか

(出典：ソフトウェア資産管理及び IT サービス継続管理に関する国際動向調査研究報告書)

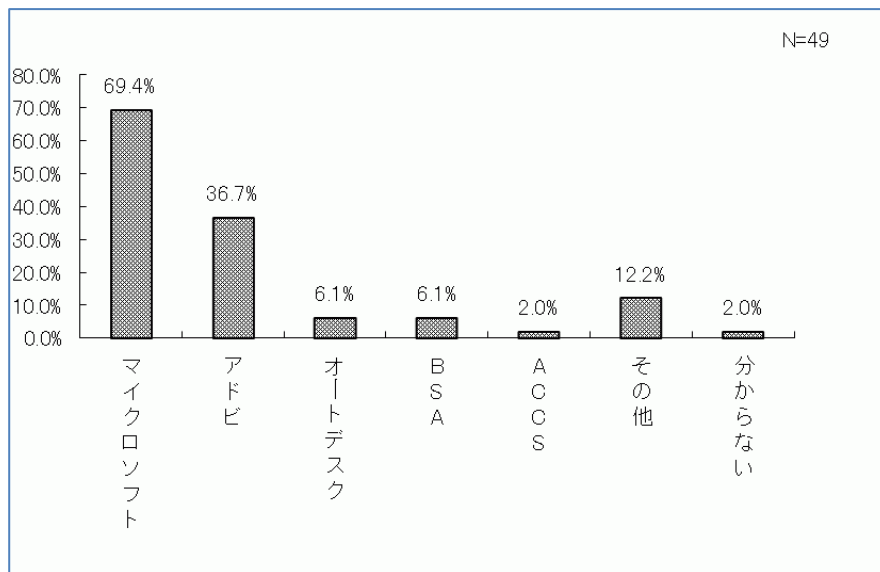


図 3-5 どの監査を受けたか ※その他の中には SAP、IBM などが含まれる。
 (出典：ソフトウェア資産管理及び IT サービス継続管理に関する国際動向調査研究報告書)

このように、ライセンス監査に関して、関連団体・ソフトウェアメーカーの認識と、ユーザーの認識には、ずれが生じている。